

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成20年1月17日作成)

法令名	北海道企業局財務規程
根拠条項	第62条
処分の概要	督促
法令の定め	第62条 総務課長は、督促をしようとするときは、履行期限後30日以内に、督促状により、期限を指定して行わなければならない。 2 前項の督促状により指定すべき期限は、督促状を発した日から起算して14日以内とするものとする。
処分基準	設定できない。 事実の発生により当然に行う事務であるため、判断の余地がない。
処分担当課	総務課総務企画グループ (電話番号：011-231-4111内線32-721)
問い合わせ先	総務課総務企画グループ (電話番号：011-231-4111内線32-721)
備考	